

## 連結範囲の画定基準

橋 本 尚

### I はじめに

連結会計は、企業集団の形成に伴い、その財政状態及び経営成績を総合的に明らかにすることを目的として発展してきた。

アメリカにおいては、1888年から1893年にかけて、ニュージャージー州会社法が大幅に改正され、会社が他の会社の株式を保有することが可能となった。株式保有という手段で他社を支配する持株会社の出現は、連結会計導入の素地をつくり、1892年には National Lead 社が、1894年には General Electric 社が連結財務諸表を公表した [Childs, 1949, p. 44, 會田, 1978, p. 49]。その後、アメリカでは銀行や1917年の連結申告書の採用に伴う税務当局からの要請の影響を受けて、また、1933年証券法、1934年証券取引法が制定されたことなどにより、連結財務諸表が普及し、制度化された。<sup>(1)</sup>

イギリスには特別の反トラスト法がなかったため、持株会社というものに対する刺激がアメリカの場合ほど大きくはなかった [Moonitz, 1951, p. 24]。連結財務諸表の萌芽は、1910年にまでさかのぼることができるが [Edwards and Webb, 1984, p. 49]、持株会社が重要な企業形態となったのは、ようやく第2次合併運動（1916年から1922年）のころからであった [Nobes and Parker, 1985, p. 218]。連結会計の歩みはアメリカよりも遅く、こうした中であって

Dunlop Rubber 社が1934年に完全な連結財務諸表を公表したことは、まさに画期的なことであった。イギリスにおいて連結財務諸表 (Group Accounts) の作成が会社法上強制されたのは、1948年のことである。

今日、連結財務諸表は、企業集団全体の財政状態及び経営成績を総合的にとらえるうえで欠くことのできない情報として、他の多くの国々でも制度化されている。周知のようにわが国においても、証券取引法上、昭和52年4月1日以後に開始する事業年度から連結財務諸表が制度化されている。

連結財務諸表は、支配従属関係にある2以上の会社からなる企業集団を単一の組織体とみなして、親会社が当該企業集団の財政状態及び経営成績を総合的に報告するために作成するものである〔連結財務諸表原則第一〕。連結会計の出発点は、かかる単一組織体として連結すべき会社の範囲(連結範囲)を適切に画定することである。単一組織体とみなすためには、会社間に支配従属関係がなければならない。それゆえ、連結範囲の画定基準は、支配力の存在及びその行使〔黒田, 1973, p. 48〕に求められる。しかし、何を基準として支配力の存在の有無及びそれを行使することができるか否かを判定するかにより、連結範囲は異なるものとなる。

企業集団の構成の複雑化、企業活動の多角化、国際化の一層の進展に伴い、今日、連結範囲の画定基準は、新たな状況に直面し、再検討の時機をむかえているといえよう。各国間の会計基準の調和化もはからなければならない。連結財務諸表の重要性は、ますます高まっている。本稿は、かかる状況を踏まえて、連結財務諸表の対象とする単一組織体としての企業集団とは何かを連結会計の出発点にたしかえて再検討し、連結範囲の画定基準の今後のあり方を展望しようとするものである。

## II 持株基準

連結範囲を画定していく過程は、大きく2つの段階に分けることができる。

第一の段階では、支配力の存在の有無を判定する。これは、連結範囲の大枠を画定するものであり、ⅡとⅢでそれぞれ考察する持株基準と支配力基準がこれに相当する。制度上、これよりも広い連結範囲を容認することはあってもそれはあくまで任意選択規定の域をでない。第二の段階では、実際に支配力を行使できるか否かを判定する。ここで支配の効力があるかどうかを判定し、連結範囲の絞りこみがなされる。同時に、利害関係者の判断を誤らせるおそれがあるかどうかの考慮や重要性の原則の適用がなされることもある。これらは、連結範囲からの除外規定として機能する。2つの段階が明確に識別できない場合もあるが、いずれにしても、連結範囲は、かかる過程をへて最終的に画定される。

さて、本来、会社における支配とは、ある会社が他の会社の経営方針、主要人事、組織などを指図する力を直接または間接に有する状態をさすものである。このような力を有する方法は種々あるが、最も一般的な方法は、他の会社における議決権の過半数を所有することである。株式会社の支配は、議決権株式の過半数を所有し、株主総会の支配を確保することで達成される。Moonitzも次のように述べている。

「支配を中央へ集中するのに一番簡単な方法は、各会社の取締役会をおさえてしまうことであり、そして、取締役会をおさえるのに一番容易で確実な方法は、取締役を選任するのに必要な議決権をにぎってこれを行行使することである。……取締役会をおさえる能力をもちこれを行行使しているかどうかを一番たやすく見分けるには、議決権ある株式を所有し、これに伴う議決権を行行使して他の会社を支配しているかどうかをみればよい。だから、議決権ある株式の過半数所有ということは、親子会社関係の決め手として役に立つテストなのである [Moonitz, 1951, p. 21]。」

持株基準とは、支配方法としての議決権の所有に着目し、会社が直接または間接に他の会社における議決権の過半数を実質的に所有しているか否かにより、

支配力の存在の有無を判定する基準である。

発展史的にみると持株基準は、最初から議決権ある株式の過半数所有をよりどころとしていたわけではない。19世紀から20世紀への転換期のアメリカでは、ほとんどの持株会社は、子会社の株式を100%あるいはほとんど100%所有していた〔Walker, 1976, p. 77〕。その後、100%未満の所有がより一般的となったが、連結は、大多数所有の子会社（“substantially-owned” subsidiaries）にのみ適切であるという考えが、アメリカでは少くとも1930年代まで存していた〔Walker, 1978, pp. 280-281〕。1929年に Staub は、次のように述べている。

「概していえば、子会社を連結貸借対照表及び連結損益計算書に含めるのに親会社またはその下位親会社（sub-parent company）が多数の株式を所有することを要求するのがよい実務であり、通常、かろうじて過半数では、会社を連結財務諸表に含めることは正当とみなされないだろう〔Staub, 1929, p. 732〕。」

しかし他方で、アメリカの会計学者は、1920年代に入り立場をかえ、連結財務諸表には、親会社及び（議決権）株式の過半数所有によって親会社が支配するすべての子会社を含めるべきであると主張するにいたったといわれる〔Walker, 1978, p. 281〕。

持株基準は、支配力の存在の有無を判定する基準として伝統的に採用されている。

アメリカ公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants）の会計手続委員会（Committee on Accounting Procedure）が1959年8月に公表した会計研究公報第51号「連結財務諸表」（Accounting Research Bulletin No. 51 “Consolidated Financial Statements”：以下 ARB 51という）では、以下のように規定し、持株基準を採用する立場を明らかにしている。

「……一般に、ある会社が他の会社の50%を超える社外発行済議決権株式を

直接または間接に所有していることが連結に向わせる (pointing toward) 条件である〔第2項〕。」

昭和50年6月24日に企業会計審議会から公表されたわが国の「連結財務諸表原則」においても、持株基準が採用されている。すなわち、「親会社は、原則としてすべての子会社を連結の範囲に含めなければならない〔第三の一の1〕」とし、親子会社の定義については、「親会社とは、他の会社における議決権の過半数を実質的に所有している会社をいい、子会社とは、当該他の会社をいう。親会社及び子会社又は子会社が他の会社における議決権の過半数を実質的に所有している場合における当該他の会社もまた子会社とみなすものとする〔第三の一の2〕」と規定している。

国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee : 以下 IASC という) が1976年6月に公表した国際会計基準第3号「連結財務諸表」(International Accounting Standard 3 “Consolidated Financial Statements” : 以下 IAS 3 という) も、持株基準を採用している。IAS 3では、「子会社とは、他の会社(親会社といわれる)によって支配されている会社をいう。親会社とは、子会社を有している会社をいう」とし、「支配とは、ある会社の議決権について、直接または子会社を通じて間接に過半数を所有することをいう」〔第4項〕と支配の概念そのものを議決権の過半数所有によって定義している。

支配力の存在の有無を判定する基準として持株基準が伝統的に用いられてきた理由は、何よりもその客観性に求められる。また、連結範囲の画定を容易にするという実務上の配慮(便宜性)もなされていると考えられる。

一方、持株基準の問題点もはやくから指摘されていた。それは、次の2つに分けられる。

ひとつは、株式の分散の程度、株主の株主総会に対する関心の程度などにより、実際に支配が成立しうる持株比率は会社により異なるので、「一定の比率

は定めがたい〔Webster, 1919, p. 261〕』という指摘である。Bennett は、次のように述べている。

「他の会社の支配を確実にするためには、社外発行済議決権株式の少なくとも 51% を取得することが通例だが、ときにはずっと少い比率でも効果的な支配をするのに十分であり、……株式が広く分散しているので、ほとんどの有力な鉄道会社を支配するには、33% の所有で十分である〔Bennett, 1920, pp. 441-442〕。」

この種の主張は、画定基準としては持株基準を保持しながら、議決権所有という方法で支配が成立しているか否かをそれぞれの実態に即した比率で判定していこうとするものと解される。33% の議決権所有で支配が実質的に成立する会社に対しては、その比率を用いて判定すべきであるというものである。しかし、かかる主張においてはまだ、議決権所有以外の方法による支配の成立が可能なことは意識されていない。

これに対してもうひとつは、支配力の存在の有無を持株基準一本で判定することに対する批判であり、後述の支配力基準の提唱とも結びつくものである。すなわち、支配力の存在の有無を議決権の過半数所有だけによって判定すること、さらにすすんで会社における支配を議決権の過半数所有と同一視することは、経済活動における支配の多様性を考慮しないことになる〔黒田, 1981, p. 118〕という批判である。IAS 3 の見直し作業が進められている〔中島, 1984 (b), p. 6〕のも、この点を踏まえてのことである。

支配は、議決権の過半数所有という方法によらなくても、法令、契約、その他の方法により可能となる。また逆に、議決権の過半数を所有していたとしても、契約上の制限などにより、効果的な支配を行うことができない場合もみられる。このうち、後者については、実際に支配力を行使できるか否かを判定する段階で対処することができるが、前者については、実質的な支配が成立しているにもかかわらず、支配方法の違いにより、持株基準によっては連結を強制

できないという問題が生じる。これでは、企業集団全体の状況を連結財務諸表上に反映することができない。

たしかに持株基準は、議決権の過半数所有により支配力の存在の有無を判定するという明快かつ客観的な基準である。また、それゆえ伝統的に用いられてきた基準でもある。しかし、比較的規模の大きな企業が、議決権の過半数所有という出資関係に基づかず、企業集団を形成するという支配方法の多様化の傾向が顕著となるにつれて、持株基準だけで連結範囲の大枠を画定することの限界が、次第に明らかとなってきたのである。

### Ⅲ 支配力基準

会社における支配は、議決権の過半数所有以外の方法によっても可能である。支配力基準とは、かかる支配方法の多様性を考慮し、人事関係、契約関係、取引関係、融資関係などに着目して支配力の存在の有無を判定する基準である。持株基準も、議決権の過半数所有という支配方法に着目した基準であることを考慮すれば、支配力基準のひとつとして位置づけることもできる。しかし、それが伝統的に連結範囲の大枠を画定する基準として用いられてきたという歴史的経緯に鑑みて、特に本稿では、持株基準と称している。

IASC が1974年12月に公表した国際会計基準公開草案第3号「連結財務諸表及び持分法」(案) (Exposure Draft 3 “Consolidated Financial Statements and the Equity Method of Accounting”) では、支配を次のように定義していた。

「支配は、次の場合に存在する。すなわち、

(a) ある会社が、直接または間接に、他の会社における議決権の過半数を所有している場合、または、

(b) ある会社が、法制上または合意により、他の会社の経営者の財務及び営業の方針を支配する力を有している場合。これらの方針は、たとえば、取締役

の過半数を選任する力により、経営に関する契約により、または、法廷の指示によって支配される〔第7項〕。〕

上記の定義のうち、(b)が、支配力基準に相当する。

支配力基準の提唱は、持株基準は限定的すぎるという批判とあいまってなされてきた。Staub は、「当然考慮しなければならない要素の中には、株式所有比率、所有株式の種類、その議決権の有無、経営上の支配、親会社またはグループ内の他の会社との経済的その他の関係がある」と述べている〔Staub, 1932, p. 12〕。Kohler も、「支配とは、取締役の少なくとも過半数を選任する力である」と定義し、「それは、特定の場合には、過半数持株以外の方法でも成立しうる」として、「株式の所有比率にかかわらず、すべての子会社を連結グループに含めるべきである」と述べている〔Kohler, 1938, p. 64〕。Childs は、「過半数所有に満たなくても、リース、経営契約、その他の方法で支配が成立している会社は、適用可能な場合には、経営単位を構成する」と述べ、連結に含めるための基本的基準を共通の経営管理のもとにあることに求めている〔Childs, 1949, pp. 283-284〕。さらに Bedford は、持株基準を採用した ARB 51 の中で、「50% を超えて所有することは、連結エンティティ (consolidated entity) の存在を証拠づける諸基準のひとつにすぎない」と反対意見を付している。

イギリスは、こうした支配力基準をはやくからとりいれ、持株基準と支配力基準（取締役会支配力基準）を併用していたことで知られている。

1948年会社法第 154 条第 1 項の規定を受け継いで、1985年会社法では、次のように規定している。

会社は以下の場合に他の会社の子会社とみなす。

(a) 他の会社が、

(i) その会社の社員で、かつ、その会社の取締役会の構成を支配している場合、または、



(ii) その会社の持分株式資本の過半数を保有している場合、または、  
(b) 冒頭にあげた (first-mentioned) 会社が、他の会社の子会社である会社の子会社である場合 [第 736 条第 1 項]。

また、1965年西ドイツ株式法でも「統一的指揮」という支配概念を基本として次のように規定している。

一つのKonzernにおいて、Konzern企業が国内に本拠を有する株式会社または株式合資会社（上位会社）の統一的指揮下にある場合、上位会社の取締役会は、上位会社の年度決算書の決算日に、Konzern貸借対照表及びKonzern損益計算書（Konzern決算書）ならびにKonzern営業報告書を作成しなければならない [第 329 条第 1 項]。

Konzern決算書には、国内に本拠を有する各Konzern企業で、その過半数の持分がKonzern企業に属しているものを組み入れなければならない [第 329 条第 2 項]。

すなわち、持株基準は、「統一的指揮」の存在を判定する基準のひとつとして位置づけられている。なお、すでに西ドイツでは、EC会社法指令（第 4 号・第 7 号・第 8 号）を国内化する 1985 年 12 月 19 日の財務諸表指令法（Bilanzrichtlinien-Gesetz）が制定されている [黒田, 1987, p. iii]。<sup>(2)</sup>

支配力基準は、支配方法の多様性を考慮したすぐれた基準である。これにより持株基準を補うことができる。しかし、支配力基準による支配力の存在の有無の判定には、多くの困難を伴うことを忘れてはならない。取締役会の議事録や契約の内容を調べるなどして、支配が成立しているかどうかを確かめなければならない。そこには主観的判断の入りこむ危険性が多分にあり、操作の可能性も高い。支配方法間の支配力の優劣をどうつけるかも考えなければならない。さもないと複数の親会社に連結されるという事態を招く。

かくして支配力基準は、持株基準に比べ適用が困難ということで、その採用が控えられてきた。しかしながら企業集団の構成の複雑化は、持株基準だけで

は対応しきれない状況を招来した。出資関係に基づかない企業集団の形成が進展したのである。それに伴い、持株基準で捕捉できない点を補うかたちで支配力基準が台頭してきた。

1983年6月13日付でEC理事会 (Council of the European Communities) は、第7号指令 (Seventh Council Directive of 13 June 1983 based on the Article 54 (3) (g) of the Treaty on consolidated accounts (83/349/EEC) を公表した。<sup>③</sup>第7号指令は、子企業<sup>④</sup>を有する親企業に対して、加盟国が、法令によって連結財務諸表の作成義務を規定することを定めている。

この場合の親企業とは、次のように規定されている。

- (a) 他の企業 (子企業) の出資に基づく議決権の過半数を有する場合、または、
- (b) 他の企業 (子企業) の経営、管理または監督機関の構成員の過半数を選任または解任する権限を有し、同時に、当該企業の出資者である場合、または、
- (c) 他の企業 (子企業) の出資者であって、その企業との契約または定款規定に基づいて、当該企業に対して支配的影響力を及ぼす権利を有する場合 (ただし、このような契約または定款規定の拘束力を法的に認める加盟国に限り、加盟国は親企業を子企業の出資者と規定する必要はない)、または、
- (d) 他の企業の出資者であって、
  - (aa) その議決権の行使のみによって、当該年度、前年度及び連結財務諸表作成時まで当該企業 (子企業) の経営、管理または監督機関の構成員の過半数を選任した場合 (ただし、上記(a)(b)または(c)の権利を有する企業がある場合を除く)、または、
  - (bb) 当該企業 (子企業) に対する他の出資者との協定に基づいて単独で議決権の過半数を支配する場合 [第1条第1項]。

第7号指令は、多様な支配方法を掲げており、持株基準に加えて支配力基準を採用し、連結を強制している。ここで、連結の強制は、支配力の中でも法的支配力 (legal power of control) に基づいてなされていることに注目しておきたい (ただし(d)(aa)は選択規定である)。事実上の支配 (de facto control) などについては、連結の強制は、加盟国の選択にまかされている。

すなわち、ある企業 (親企業) が他の企業 (子企業) に対して第4号指令第17条にいう資本的参加関係を有し、<sup>(5)</sup> しかも次の条件のいずれかを満たす場合、加盟国は、将来における調整まで、親企業に対して連結財務諸表の作成を要求することができるという選択的規定をおいている。

- (a) 親企業が子企業に対して支配的影響力を実際に行使する場合、または、
- (b) 親企業と子企業が、親企業の統一的指揮のもとにある場合 [第1条第2項]。

また、親子関係のない水平グループに対しても、次の条件のいずれかを満たす場合、加盟国は、連結財務諸表の作成を要求することができるという選択的規定をおいている。

- (a) 契約または定款規定に基づいて統一的指揮のもとにある場合、または、
- (b) 各企業の経営、管理または監督機関について当該年度及び連結財務諸表作成時までその過半数が同一人で構成されている場合 [第12条]。

一口に支配力基準といっても、その中には取締役会の構成の支配、契約による支配、支配的影響力、統一的指揮など多様な支配方法が包含されている。多様な支配方法の中には、支配の成立の判定がきわめて困難なものも少なくない。持株基準では対応しきれなくなったところを支配力基準の併用により補うとしても、ここに一定の限界が存在することを知らなければならない。支配力基準の採用に際しては、主観的操作の余地を極力狭めなければならない。支配方法の多様化にあわせて支配力基準の内包の拡充をはかればよいという単純なことではかたづけられない。支配力基準の採用は、連結財務諸表を作成する者にとって

も、また、それを監査する者にとっても、多大の困難を伴うことを忘れてはならない。

支配力を法的支配力と事実上の支配に区別することは、支配力基準の採用の方向にひとつの示唆を与えている。支配力基準の中でも取締役会の構成の支配など法的支配力の有無を判定するものについては、画一的な基準を比較的设置しやすい。これに対して、事実上の支配の有無の判定には、経験の積み重ねが必要とされよう。第7号指令が、法的支配力と事実上の支配で連結の強制のしかたを違えたのも、こうした点を考慮したものといえよう。いずれにしても支配力基準による場合、支配力の存在の有無の判定には、慎重に臨まなければならない。

#### IV 連結範囲からの除外

連結範囲の画定の第二の段階では、実際に支配力を行使できるか否かを判定する。これにより支配の効力が及ぶとみなされたものが、単一組織体としての企業集団を構成する。支配が一時的である子会社<sup>6)</sup>や更生会社、破産会社などのように支配の効力が及ばない子会社は除外される。また、持株基準に加え、支配力基準が採用されている場合には、支配の効力の判定は、支配方法間の支配力の優位性の判定も含む。かかる過程をへて連結範囲は最終的に画定する。しかし、各国の連結範囲の画定基準は、支配の効力の及ぶ子会社であっても、利害関係者の判断を誤らせるおそれがあるかどうかの考慮や重要性の原則の適用により、連結範囲からの除外を認めている。

わが国の「連結財務諸表原則」は、子会社のうち連結することにより利害関係者の判断を誤らせるおそれのある会社は、連結の範囲に含めないものとしている〔第三の一の3の(4)〕。この問題は、「開示力障害」ということでしばしば論ぜられる。開示力障害をもたらすという理由で連結範囲から除外される子会社は、次の2つの種類に分けることができる。

(1) 著しい為替制限のある在外子会社のように支配の効力が及ばないもの

(2) 異業種子会社とりわけ金融子会社のように支配の効力が及んでいるもの

このうち(1)については、支配の効力が及ばないのであるから、当然、連結範囲から除外しなければならない。問題は、(2)の場合である。

ARB 51 では、次の場合には連結範囲から除外すべきであると規定し、あわせて在外子会社については、ARB 43 の第12章「海外活動と外国為替」(“Foreign Operations and Foreign Exchange”)を参照するよう指示している。

(1) 支配が一時的になりそうな場合

(2) 過半数持株として安定していない場合(たとえば、子会社が法律上の更生会社または破産会社である場合)

(3) 連結される子会社の純資産に占める少数株主持分が、親会社の持分に比べて相対的に大きいために、その2つの会社について別個の財務諸表を提示するほうが、一層意味があり、有用な場合〔第2項〕。

また、ARB 51 では、「異業種の子会社であっても多数の個別財務諸表を示すよりもこれらをすべて連結したほうがよい」としながらも、「他方、こうした子会社の特定の活動に関する財務情報の提供が、これらの子会社を連結するよりも親会社の株主及び債権者にとってより有用である場合には、当該会社の個別財務諸表または結合財務諸表のほうが好ましい。たとえば、子会社が銀行または保険会社である場合には、個別財務諸表が必要であり、また、親会社または他の子会社が製造活動に従事している場合の金融会社についても個別財務諸表のほうが好ましい。〔第3項〕と異業種子会社の連結範囲からの除外を認めている。

ARB 43 の第12章には、次のように規定されている。

「統制及び為替制限のある在外子会社の資産や純利益の金額及び利用可能性が不確実であること、したがってまた多くの外国通貨をドルに換算することか

ら生ずる損益が非現実的に表示されることから、在外子会社の財務諸表をアメリカの会社の財務諸表に連結することが適当であるかどうかという基本問題に対して、慎重な考慮が払われねばならない。在外子会社の連結が決定されると否とにかかわらず、海外活動について十分な開示がなされなければならない〔第 8 項〕。」

開示力障害との関連で問題となるのは、支配力の及ぶ在外子会社、異業種子会社（とりわけ金融子会社）、相対的に大きい少数株主持分をもつ子会社<sup>(7)</sup>である。

在外子会社の場合、異なる環境にあるものを換算し、国際連結してでてきた数値に果たしてどのような意味があるのかという批判がある。異業種子会社についても、特に金融子会社の場合、連結に反対する声が高い。しかしながら、支配の効力の及ぶ子会社を連結範囲から除外しては、単一組織体としての企業集団の業績を示すことにならない。その企業集団を構成するいかなる部分を除去することも連結財務諸表を不完全なものにする〔染谷、1967, pp. 15-16〕。

在外子会社については、著しい為替制限が課せられることなどにより支配の効力が実質的に及ばない場合以外は連結すべきであるし、異業種子会社についても、今日のように企業活動が多角的に展開されている状況では、営業の異質性を強調して連結範囲から除外するのではなく、営業の一体性を重視して連結すべきである。

財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board）が1986年12月に公表した公開草案「過半数所有子会社の連結」(Exposure Draft “Consolidation of All Majority-owned Subsidiaries”)でもこうした方向を打ち出している。公開草案では、次のような連結範囲からの除外規定を提案している。

「過半数所有子会社は、支配が一時的になりそうな場合または、過半数持株として安定していない場合（たとえば、子会社が法律上の更生会社または破産

会社である場合または、著しい為替制限、統制またはその他の政府によって課せられた不確実性のもとに事業を営んでおり、親会社の子会社に対する支配力に重大な疑念のある場合)は連結すべきではない〔第16項〕。

これにより、支配力の及ぶ在外子会社、異業種子会社、相対的に大きい少数株主持分をもつ子会社は、連結範囲に含まれることになる。かかる動向は、支配の効力が及ぶ子会社を連結範囲から除外すべきではないという主張に沿ったものといえよう。

ところで、この公開草案が公表されたのは、最近、アメリカで異業種子会社（とりわけ金融子会社）が連結範囲から除外される場合が増加してきたことによる。表1にみるように、非連結子会社の多くは、クレジット子会社、保険子会社を中心とした金融関連の子会社である。こうした金融子会社を連結範囲から除外することにより、オフ・バランスシート・ファイナンス（off-balance sheet financing）が可能となる。オフ・バランスシート・ファイナンスとは、貸借対照表上に負債として計上しない資金調達のことである〔田中、1986, p. 115〕。たとえば、金融子会社に資金調達をさせ、その資金で親会社の受取債権を買取らせ、この金融子会社を連結範囲から除外することにより、負債を連結貸借対照表に計上しないことができる。表2のように、金融子会社を連結したと想定した場合には、除外した場合に比べ、負債比率（debt-to-equity

表1 連結範囲から除外された子会社の内訳

	1981	1982	1983	1984	1985
金融関連の子会社					
クレジット	94	102	97	104	107
保 険	53	60	60	54	58
リ ー ス	24	21	18	15	16
銀 行	6	4	5	5	7
不動産子会社	29	33	31	26	32
在外子会社	19	20	17	15	12

〔AICPA, 1985, p. 43, 1986, p. 34〕

表 2 負債比率 (1985年)

	金融子会社を連結に 含めたと想定した場合	金融子会社を連結か ら除外した場合
ADG	1.33	1.17
Amer Motors	9.69	7.98
Ampco Pitt	1.03	1.01
Arco	2.76	2.68
Bell & Howell	1.89	1.82
Borg-Warner	3.06	.70
Brown & Sharp	.70	.69
Chicago Pneu	1.63	1.59
Chrysler	5.30	1.99
Colt Ind	2.10	2.02
Con Foods	2.32	2.24
Crown	.72	.63
Dart & Kraft	1.20	.91
Deere & Co.	2.51	1.42
Dresser	1.47	.96
Eaton	1.09	1.02
Fleetwood	.53	.53
FMC	1.61	1.39
Ford	3.89	1.57
Fruehauf	2.23	1.92
G & W	4.69	1.20
Gen Dynamics	3.05	2.33
Gen Electric	2.58	.90
GM	3.40	1.16
Goodyear	1.16	.98
Honeywell	1.00	.96
Ingersoll	1.82	1.17
Insilco	1.64	1.09
Kerr-McGee	1.34	1.15
Litton	4.20	3.95
Lockheed	1.86	1.77
Macy	1.46	.78
Mobil	2.16	1.96
Occidental Pet	2.55	2.53
Pacific Car	1.65	.48



	金融子会社を連結に 含めたと想定した場合	金融子会社を連結か ら除外した場合
Portec	1.54	1.05
RCA	1.74	1.63
Rockwell	1.53	1.49
Service Corp.	.82	.56
Shell	.94	.88
Singer	1.58	1.47
Sperry	1.00	.92
Sun Co.	1.45	1.44
Tenneco	2.60	2.10
Texaco	1.74	1.77
Textron	5.33	1.65
Union Carbide	1.68	1.63
Union Oil	5.70	5.62
United Tech	1.62	1.41
USS	2.05	1.92
Westinghouse	3.38	1.99
Whirlpool	.85	.46
Winnebago	1.24	.48
Xerox	2.49	1.03

[Rue and Tosh, 1987, p. 46]

ratios) はかなり悪化する。金融子会社を連結範囲から除外することを認めている規定が、巨額の負債を隠すオフ・バランスシート・ファイナンスの温床となっているという批判から、公開草案が公表されたのである。

## V む す び

複雑かつ多様化した企業集団の状況を連結財務諸表に反映させるためには、まずもって連結範囲を適切に画定しなければならない。本稿では、連結範囲を画定する過程を支配力の存在及びその行使を判定する過程としてとらえ、諸基準を考察してきた。

多様な支配方法がみられる今日、連結範囲の大枠を画定するには、持株基準

だけでは十分でなく、支配力基準を併用して支配の成立を判定していく必要がある。しかし、支配方法をすべて列挙し、それぞれの判定基準を組みこむことは不可能である。また、支配方法の中には、支配の成立の判定が困難なものもある。比較的判定の容易なものから適用し、連結の強制を定着させていくという現実的な対応が要求されよう。EC 第 7 号指令は、その先鞭をつけたものとして、国内化の過程が注目されるところである。

支配の効力の有無の判定に照らして連結範囲からの除外規定をみると、異業種子会社、支配の効力の及ぶ在外子会社のように、除外すべきでないものの除外を認めている場合が多い。除外することが適当かどうかは、連結財務諸表上の数値が、企業集団の経済的実態に即した情報を提供しているかを綿密に検討したうえで判断しなければならないが、単一組織体としての結びつきは、支配の効力が及ぶ限りは、多角化、国際化したとしても強固であることを強調しておきたい。

なお、本稿においては、持分法や比例連結 (proportional consolidation) の適用範囲については考察していないが、これらの考察も含め、企業集団の全容を明らかにしていくことも必要と思われる。

注(1) アメリカ連結会計の歴史的考察については、[會田, 1978, pp. 48-54] において詳細になされている。

(2) 新法は1986年1月1日に施行されたが、個別財務諸表規定については1987年1月1日以後に始まる営業年度から、連結財務諸表規定については1990年1月1日以後に始まる営業年度からそれぞれ初めて適用すればよいことになっている [黒田, 1987, p. iii]。

(3) EC 第 7 号指令は、加盟国の国内化期限を1988年1月1日前までと規定しており、また、1990年1月1日または1990年中に始まる事業年度から適用を開始すると規定できるとしている [第49条第 1 項及び第 2 項]。

なお、フランスは、1985年1月3日の法律、1986年2月17日の施行令及び1986年12月9日のプラン・コンタブル補完・修正省令によって期限前に国内化を完了している [黒田, 1987, p. 21]。

このうち、1985年1月3日の法律及び1986年2月17日の施行令については、次の

ものに収録されている。

Bailly, J.M., P. Coste, P. Simons, *La Consolidation des Comptes* (Paris: les éditions d'organisation 1986) pp. 174-181.

- (4) 連結範囲を論ずる場合、株式会社だけを念頭においたのでは狭いという考えから、親企業、子企業という語を用いている。たとえば [中島, 1984 (a), p. 20] 参照。
- (5) EC 第4号指令は、資本的参加関係を次のように規定している。  
 「資本的参加関係とは、証券により表章されていると否とを問わず、他の企業の資本における持分であって、その他企業との間に持続的結合関係を創設することにより、当該会社の活動に寄与せしめることを目的とするものをいう。他の会社の資本を一部保有する場合において、加盟国が20%以内を基準として定める比率を超えるときは、資本的参加関係にあるものと推定する [第17条]。」
- (6) 支配が一時的である子会社は、支配の効力が持続しないという点から、また、期間比較性を確保するという点から除外される。
- (7) FASB の公開草案によれば、相対的に大きい少数株主持分をもつ子会社を連結範囲から除外する例は、実務上、ほとんどみられないという [第9項]。

#### 参考文献

- Accountants International Study Group, "Consolidated Financial Statements" Sep. 1972.
- American Accounting Association, *Supplementary Statement No. 7 "Consolidated Financial Statements"* 1954 (中島省吾訳編, 『増訂 AAA 会計原則』中央経済社, 1977)
- American Institute of Certified Public Accountants, "Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins" *Accounting Research Bulletin No. 43* Jun. 1953.
- , "Consolidated Financial Statements" *Accounting Research Bulletin No. 51* Aug. 1959.
- , *Accounting Trends & Techniques Thirty-Ninth Edition* 1985.
- , *Accounting Trends & Techniques Fortieth Edition* 1986.
- Andrews, V.L., "Should Parent and Captive Finance Companies Be Consolidated?" *The Journal of Accountancy* Aug. 1966.
- Bailly, J.M., P. Coste, P. Simons, *La Consolidation des Comptes* (Paris: les éditions d'organisation 1986)
- Baxter, G.C. and J.C. Spinney, "A Closer Look at Consolidated Financial Statement Theory" *CA Magazine* Jan. 1975.
- , "A Closer Look at Consolidated Financial Statement Theory Part II"

*CA Magazine* Feb. 1975.

Bennett, R.J., *Corporation Accounting* (New York: The Ronald Press Company 1920)

Childs, W.H., *Consolidated Financial Statements Principles and Procedures* (New York: Cornell University Press 1949)

Edwards, J.R. and K.M. Webb, "The Development of Group Accounting in the United Kingdom to 1933" *The Accounting Historians Journal* Spring 1984.

Ernst & Whinney, *The Impact of the Seventh Directive* (London: Financial Times Business Information 1984)

European Communities, Council of the European Communities, Fourth Council Directive of 25 July 1978 based on Article 54 (3) (g) of the Treaty on the annual accounts of certain types of companies (78/660/EEC)

———, Seventh Council Directive of 13 June 1983 based on the Article 54 (3) (g) of the Treaty on consolidated accounts (83/349/EEC).

Financial Accounting Standards Board, "Consolidation of All Majority-owned Subsidiaries" *Exposure Draft* Dec. 1986.

Flower, R.E., "Accounting for Certain Off-Balance Sheet Financing" *The CPA Journal* Feb. 1986.

Garney, G., *Holding Companies and Their Published Accounts* (London: Gee & Co. (Publishers) Ltd. 1923) *Accounting in Transition* Edited by Richard P. Brief, A Garland Series (New York & London: Garland Publishing Inc. 1982)

Griffin, C.H., T.H., Williams and K.D. Larson, *Advanced Accounting Fourth Edition* (Illinois: Richard D. Irwin, Inc. 1980)

International Accounting Standards Committee, "Consolidated Financial Statements and the Equity Method of Accounting" *Exposure Draft 3* Dec. 1974.

———, "Consolidated Financial Statements" *International Accounting Standard 3* Jun. 1976.

Kohler, E.L., "Some Tentative Propositions Underlying Consolidated Reports" *Accounting Review* Jun. 1938.

McKinnon, S.M., *The Seventh Directive* (Middlesex: Kluwer Publishing Limited 1984)

Moonitz, M., *The Entity Theory of Consolidated Statements* (Brooklyn: The Foundation Press, Inc. 1951) *The Development of Contemporary Accounting Thought* (New York: Arno Press 1978)

片野一郎監閲 白鳥庄之助訳注、『ムーニッツ連結財務諸表論』同文館 1964.

- Neuhausen, B.S., "Consolidation and the Equity Method—Time for an Overhaul" *Journal of Accountancy* Feb. 1982.
- Nobes, C.W. and R.H. Parker, *Comparative International Accounting Second Edition* (Oxford: Philip Allan Publishers Limited 1985).
- Organisation for Economic Co-operation and Development, *Accounting Standards Harmonization No. 2 Consolidation Policies in OECD Countries* (Paris: OECD 1987).
- Rue, J.C. and Tosh, D.E., "Should We Consolidate Finance Subsidiaries?" *Management Accounting* Apr. 1987.
- Shaw, J.C., "Criteria for Consolidation" *Accounting and Business Research* Winter 1976.
- Staub, W.A., "Consolidated Financial Statements" *The Accountant* 1929. 12. 7.  
 ———, "Some Difficulties Arising in Consolidated Financial Statements" *The Journal of Accountancy* Jan. 1932.
- Tuckerman, B., "Objective Consolidation Standards for Foreign Subsidiaries" *Accounting Review* Jan. 1964.
- Walker, R.G., "An Evaluation of the Information Conveyed by Consolidated Statements" *Abacus* Dec. 1976.  
 ———, *Consolidated Statements The Development of Contemporary Accounting Thought* (New York: Arno Press 1978).
- Webster, G.R., "Consolidated Accounts" *The Journal of Accountancy* Oct. 1919.
- 會田義雄稿, 「連結財務諸表原則の問題点——国際会計基準との差異の課題をめぐって——」『会計』第108巻第2号 1975. 8  
 ———著, 『改訂増補連結財務諸表論』国元書房 1977  
 ———稿, 「アメリカ連結会計の若干の実態」『産業経理』第38巻第3号 1978. 3.  
 ———編著, 『企業結合会計——その実態と理論』中央経済社 1985  
 ———稿, 「国際会計基準の制定と加盟国の自律性——連結会計制度の多様性と EC 第七号指令を踏まえて——」『会計』第127巻第6号 1985. 6
- 稲垣富士男稿, 「「連結財務諸表に関する意見書」(仮案)の修正案にたいする私見」『会計』第91巻第5号 1967. 5  
 ———著, 『連結財務諸表詳解』中央経済社 1975
- 大雄令純著, 『精説連結会計論』同文館 1977
- 企業会計審議会, 「連結財務諸表原則」1975. 6. 24
- 黒川保美稿, 「EC理事会第7次指令の連結の範囲について——その内容とフランスの若

- 干の動向——』『専修経営研究年報』 1984 (9) 1985. 2
- 黒田全紀稿, 「連結財務諸表の基礎」『産業経理』第33巻第 4 号 1973. 4
- 著, 『国際コンツェルン決算書——ドイツ国際企業の会計報告』 税務経理協会 1981
- 稿, 「連結財務諸表に関するEC理事会第七号指令の基礎」『会計』第 125 巻第 1 号 1984. 1
- 編著, 『解説西ドイツ新会計制度——規制と実務——』 同文館 1987
- 白鳥庄之助稿, 「連結範囲と開示力障害」『会計』第 108 巻第 2 号 1975. 8
- 染谷恭次郎稿, 「在外会社の連結における諸問題——連結の範囲に関する一考察」『会計』第92巻第 2 号 1967. 8
- 田中建二稿, 「連結会計の国際的課題」『産業経営研究 (日本大)』第 6 号 1986. 6
- 稿, 「オフ・バランスシート・ファイナンスと会計基準」『経営行動』第 2 巻第 1 号 1987 春季号
- 武田隆二稿, 「連結範囲の画定——連結財務諸表制度化の問題点(その一)——」『会計』第 107 巻第 4 号 1975. 4
- 立花得雄, 戸田秀雄共訳, 『西ドイツ連結財務諸表論』 白桃書房 1973
- 中島省吾稿, 「連結会計制度の展望」『税経通信』第39巻第 3 号 1984 (a). 3
- 稿, 「IAS 第 3 号——連結国際会計基準——の見直し」『企業会計』第36巻第11 号 1984 (b). 11
- 野村健太郎稿, 「フランス連結会計の新展開(二)」『会計』第 122 巻第 2 号 1982. 8
- 山口幸五郎編, 『EC 会社法指令』 同文館 1984.

(1987年 8 月10日稿)

(付記)

FASB の公開草案は, 1987年10月, 財務会計基準書第94号として公表された。

(1987年11月 5 日追加)